(1)　送風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(2)　排風機の名称、種類、容量、主要寸法及び個数並びに原動機の種類、出力及び個数

(3)　フィルター（公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。）の名称、種類、効率、主要寸法及び個数

(4)　主要弁の名称、種類、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、駆動方法、個数及び取付箇所

(5)　主配管の名称、最高使用温度、外径、厚さ及び材料

3　中央制御室遮へい、生体遮へい、補助遮へい、二次遮へい及び原子炉格納容器本体内の放射線遮へい材、放射性廃棄物の放射線遮へい材及び搬出用燃料貯蔵用遮へいに限る。）の名称、種類、主要寸法及び材料

4　放射線管理設備の適用基準及び適用規格

1　加圧水型原子力発電設備に係るものにあっては、次の事項

(1)　プロセスモニタリング設備に係る次の事項

イ　主蒸気管中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ロ　原子炉格納容器本体内の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ　蒸気発生器ブローダウン水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ニ　性能復水器排ガス中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ホ　一次冷却材抽出水中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ヘ　放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

イ　中央制御室の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(2)　エリアモニタリング設備に係る次の事項

ロ　原子炉格納容器本体内の線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ハ　使用済燃料貯蔵槽エリアの線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

ニ　放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の人の放射線量当量率を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

(3)　固定式周辺モニタリング設備の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数